○経済産業省告示第二十五号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第一項第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十九年二月二十日

経済産業大臣　世耕　弘成

氏名又は名称	代表者の氏名	住所又は所在地	認定の種別	認定年月日
全国農業協同組合連合会	代表理事理事長　成清　一臣	東京都千代田区大手町一丁目3番1号	第二号認定液化石油ガス販売事業者	平成二十九年二月六日

○経済産業省告示第二十六号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十九年二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年二月二十日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
416025	荒　幸佑
416027	長﨑　一壽
416029	大杉　卓史
416031	向井　俊二
416033	福田　朗
416035	杉山　喜彦
416037	木村　清香
416039	梅沢　卓
416041	武内　博敦
416043	木村　健太
416045	金田　賢二
416047	熊谷　豊
416049	後藤洋一郎
416051	堀　恒之
416053	薦田　泰史

登録番号	氏名
416026	畑中　剛司
416028	加藤　正剛
416030	岡　大輔
416032	保﨑　祥光
416034	松浦　潤
416036	今井友紀子
416038	平間　理和
416040	加藤　真一
416042	石山　明
416044	高原　伸彰
416046	森　武史
416048	原　祐介
416050	南石　和弥
416052	佐藤　誉治
416054	大塚　直也

○経済産業省告示第二十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十九年二月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年二月二十日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
104364	白石　実
404322	西沢　和民

○国土交通省告示第百八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十四条の三第六号並びに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の五第三項第二号、第四条の七第三項第二号及び第四条の十四第三項第二号の規定に基づき、安全上又は防火上重要である建築物の部分等を定める件及び確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

（安全上又は防火上重要である建築物の部分等を定める件の一部改正）

第一条　安全上又は防火上重要である建築物の部分等を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三を次のように改める。

第三　令第百四十四条の三第六号の安全上、防火上又は衛生上支障がない建築設備又はその部分は、主索でかごをつるエレベーターの主索以外の建築設備又はその部分とする。

（確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件の一部改正）

第二条　確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第二号様式、第四号様式及び第五号様式中「第40条の4」を「第162条」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第百九号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十二条の三第一項の規定により登録講習機関を登録したので、同法第二十二条の三第二項において準用する第十条の二十五第一項の規定により公示する。

平成二十九年二月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称　株式会社総合資格学院法定講習センター

二　住所及び講習事務を行う事務所の所在地　東京都新宿区西新宿一丁目二十六番二号

三　代表者の氏名　岸　隆司

四　登録の区分　木造建築士定期講習

五　役員の氏名　代表取締役　岸　隆司
取　締　役　石黒　浩史
取　締　役　松﨑　隆二
取　締　役　安島　才雄
監　査　役　尾崎　准也

六　登録年月日　平成二十九年二月九日

七　登録番号　木造建築士定期講習　第七号

○環境省告示第七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十日

環境大臣　山本　公一

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　東芝環境ソリューション株式会社

ロ　住所　神奈川県横浜市鶴見区寛政町二十番一号

ハ　代表者の氏名　代表取締役　北村　真一

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

イ　千葉県市原市五井海岸一番

ロ　静岡県富士市横割四丁目百三十五番七

ハ　神奈川県川崎市川崎区浮島町九十六番

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等の分解施設

ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

五　申請年月日

平成二十九年一月十三日

六　縦覧場所

イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

ロ　環境省関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ハ　千葉県環境生活部廃棄物指導課

ニ　市原市環境部環境管理課

ホ　市原市市民生活部五井支所

ヘ　神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

ト　川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課

チ　川崎市川崎区役所まちづくり推進部総務課

リ　静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課

ヌ　富士市環境部廃棄物対策課

ル　富士駅南まちづくりセンター